

建物関係者  
消防設備事業者  
の皆様へ

二酸化炭素消火設備の  
放出事故が発生しています！

## ～二酸化炭素消火設備の放出事故の防止のために～

二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）の誤放出事故により死者を出す事故が発生しております。同様の放出事故を防止するために、次の点について注意して頂くようお願いします。

二酸化炭素 充満  
危険・立入禁止

### ○工事・点検時に際しての注意事項

#### 1 専門知識を有する者の立ち会い

誤作動や誤放出を防止するため、二酸化炭素消火設備を熟知した消防設備士又は消防設備点検資格者が立ち会い安全対策を確保してください。

#### 2 消火設備や作業内容についての情報共有

工事・点検時に先立ち、消火剤（二酸化炭素）の危険性や二酸化炭素消火設備の取扱方法、作業内容、作業場所、事故発生時の連絡体制・初動対応要領等に関する情報共有をお願いします。

#### 3 関係者以外の出入り禁止を徹底

工事・点検時は、二酸化炭素消火設備の設置部分や隣接部分に関係者以外の者が出入りしないよう管理してください。

#### 4 作業にあたり「閉止弁」を閉鎖（切替えスイッチが自動のものは「手動」への切替えも）

消火剤が放出されないよう「閉止弁」を閉鎖する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容について説明し、当該安全対策の確実な履行を徹底してください。

（切替えスイッチが自動のものは「手動」への切替えも行ってください。）

※作業後には、「閉止弁」を必ず「開」にし、二酸化炭素消火設備が使用することができる状態に復旧させてください。（切替えスイッチを手動にしたものは自動に戻してください。）



### ○建物利用者等への周知

#### 消火設備に関する情報の周知

防火管理者、利用者等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取扱い方法、作動の際の通報、避難方法等について、周知徹底してください。

### ○誤って起動した場合

#### 1 誤って起動させたら速やかに「非常停止ボタン」を押下

誤って起動ボタンを押すと、「退避放送」が流れ、「遅延時間(20秒以上)」経過後に消火剤（二酸化炭素）が放出されます。火災でないのに誤って作動させた時は、速やかに手動起動装置内にある「非常停止ボタン」を押し、消火剤（二酸化炭素）の放出を止めてください。

#### 2 消火剤が放出された場所には近寄らない

万一、消火剤（二酸化炭素）が放出されたときには、漏れた消火剤を吸い込まないよう、速やかに退避し、むやみに近づかないようにしてください。

問合せ先 千葉市消防局

- ・消防設備の点検に関すること：予防部予防課 査察対策室（電話：043-202-1776）
- ・消防設備の工事に関すること：予防部指導課 建築第一・第二係（電話：043-202-1668、043-202-1736）
- ・各消防署予防係  
中央消防署(電話:043-202-1617)、花見川消防署(電話:043-259-2571)、稲毛消防署(電話:043-284-5144)  
若葉消防署(電話:043-237-8041)、緑消防署(電話:043-292-6147)、美浜消防署(電話:043-279-0196)